

「避難所の食生活の改善は急務の課題」 国が通達で改善を求める

熊本地震により、現在（5月22日午後7時時点）、2417名の方が避難所で生活を送っています。

共産党市議団は、この間、避難所の生活環境の改善、とりわけ食事の改善を市に対して求めてきました。拠点避難所については、2日に一食は、地元業者から温かい食事が提供されるようになりました

が、拠点以外の避難所は、炊き出しの援助がある時を除き、菓子パンや缶詰、レトルト食品が中心の食事が続いています。

こうしたなか、内閣府は4月15日付の通達に続き、5月20日、「避難所における食生活の改善について」と題する通達を出し、早急な改善を求めました。

保健師・栄養管理士・調理師の活用で温かく栄養のある食事を！ 避難所のみならず車中や自宅避難者への配慮を！

通達には、「避難所における食生活の改善」さらには「やむを得ない理由により、自宅、車中やテントなど避難所以外の場所で避難生活を送っている被災者の食生活の改善についても十分な配慮をすること」と明記されています。

また、そのためにも、(1) 被災者自身の炊事の支援、(2) 保健

師、管理栄養士、食生活改善推進員、調理師を雇いあげ、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮など質の確保、(3) 地元業者と供給契約を結び、適温食の確保を行う、(4) 食中毒予防のための対策、など行うよう明記されています。※裏面に全文を掲載しています。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

NO. 998
2016年5月29日
電話 328-2656
FAX 359-5047

危険な立野ダム建設は直ちに中止を！

ダムによらない治水を考える熊本市議の会他3団体で熊本市に要望

4月に発生した熊本地震では、国土交通省が立野ダムの建設を強行しようとしている立野峡谷の周辺でも、大規模な土砂崩れなどが発生し、大きな被害をもたらしました。

国道57号線や阿蘇大橋が崩落したのをはじめ、多くの地点で土砂崩れが起きました。立野ダム本体予定地両岸も崩壊し、工事用道路や現場事務所、工事車両や各種工事用機材も崩落した土砂に埋まりました。

地震がもし昼間に発生していれば、工事従事者が被災したであろうことは明らかです。

ダム完成後に地震が発生すれば、イタリアのバイオントダムのような大事故が起こる危険性もあります。立野は、断層の働きで外輪山が落ち

込んで形成されたといわれており、今回の地震で活動した布田川断層帯は、阿蘇カルデラの中まで延びていたことも報道されています。地盤が安定していない火山地帯は、巨大なダム建設の立地条件としては最悪だと考えられています。国土交通省が強弁してきた「立野ダム予定地の岩盤は十分な強度がある」「立野ダム建設を行う上で特に考慮する活断層は存在しない」「地すべりは起こらない」等の主張はすべて否定されました。

流域住民の生命・財産、工事関係者の安全確保の点からも、立野ダム建設は直ちに中止し、白川の治水は河川改修ですすめていくべきです。

5月17日、熊本市長に申し入れた【要望項目】

1. 立野ダムは立地条件が最悪であり、白川流域住民の生命・財産を守るために、国土交通省にダム建設中止を求めること。
2. 今後の立野ダム事業予算の執行を直ちに停止し、国道57号や阿蘇大橋、俵山トンネルの復旧をはじめ、震災復興に充てることを国土交通省に求めること。
3. 白川流域の治水対策は立野ダムを建設するのではなく、河川改修などダムによらない治水対策をすすめることを国土交通省に求めること。
4. 「白川改修・立野ダム建設促進期成会」の名称を「白川改修促進期成会」と変更し、期成会の事業の内容を見直すこと。

内閣府政策統括官、(防災担当) から熊本県災害救助担当主管部宛に通達された、「避難所における食生活の改善について」を掲載しています。

(府政防第 674 号平成 28 年 5 月 20 日)

避難所における食生活の改善について

平成 28 年熊本地震に係る災害においては、現在もなお、多数の者が避難して継続的に救助を必要としているところである。

その中で、特に食事については、発災当初はまだしも、発災から一か月以上たった現在においても、温かく栄養バランスのとれた食事の確保が図られていない状況が散見される。

こうした状況の改善は、もはや必須事項であることから、一日も早く被災者の方々の食生活を改善することが必要である。

このため、下記を参考としながら、避難所における食生活の改善について、十分な配慮をお願いしたい。また、やむを得ない理由により、自宅、車中やテントなど避難所以外の場所で避難生活を送っている被災者の食生活の改善についても十分な配慮をお願いしたい。

なお、下記事項については、全て災害救助法の対象となることを申し添える。

記

1. 被災者自身による炊事の重要性

一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要となることから、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供等に配慮すること。

2. 専門職の活用

長期化に対応し、できる限りのメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮する必要があることから、被災者用の食事を提供することに限り、熊本県内の保健師、管理栄養士又は栄養士の資格を有する者や、食生活改善推進員、調理師等を、被災者の栄養改善

のための要員として雇い上げることも可能であるため、必要に応じて行うこと。
なお、県内では足りない場合については、別途、内閣府へ相談願いたい。

3. 地元業者の活用

被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、近辺の事業者等と供給契約を結ぶ等し、適温食の確保に配慮すること。

ただし、毎日・毎食同じ食事を提供することや、おにぎり・パン等のみを三食提供するような提供の仕方にならないよう、配慮すること。

4. 食中毒対策

冷蔵庫の設置、手洗いの励行、調理従事者への衛生指導等、食中毒の予防のための対策を講ずること。

※ 1.～3. のいずれの場合においても、常識的な範囲の食事を提供すること。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月、定例の無料法律相談を行っています。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。今後の日程は下記のとおりです。どなたでもご利用できます。「事前予約制」です。

ご希望のところへ、事前に予約の電話をお願い致します。

- 6月9日(木) 午後1時～4時 予定
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) Tel 322-2600
- 6月15日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 6月17日(金) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿6-5-60) Tel 362-5181
- 4月21日(木) 午後4時～6時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656